

(外交防衛委員会)

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による協力支援活動、搜索救助活動及び被災民救援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件(閣承認第一号)(衆議院送付) 要旨

本承認案件は、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法に基づき、自衛隊の部隊等が協力支援活動、搜索救助活動及び被災民救援活動の各活動を実施することについて、同法第五条第一項の規定により、国会の承認を求めようとするものである。

なお、当該活動を外国の領域で実施する場合の当該外国は、以下のとおりである。

一、協力支援活動

米国、英国、オーストラリア並びにインド洋（ペルシャ湾を含む。以下同じ。）の沿岸及び我が国の領域からこれに至る地域に所在する経由地、人員の乗降地又は物品の積卸地となる国。

二、 搜索救助活動

一、 に掲げる協力支援活動を実施する国及び三、 に掲げる被災民救援活動を実施する国（インド洋の沿岸に所在する国に限る。）。

三、 被災民救援活動

パキスタン並びにインド洋の沿岸及び我が国の領域からこれに至る地域に所在する経由地となる国。